

定 款

 三谷商事株式會社

定 款

第1章 総 則

第1条 当会社は、三谷商事株式会社と称する。

英文では、MITANI CORPORATIONと表示する。

第2条 当会社は、本店を福井市に置く。

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の商品の売買および輸出入業

- (1) セメント、生コンクリート、軽量気泡コンクリート、コンクリートパイルおよびヒューム管などのセメント二次製品
- (2) 鋼材、アルミ材およびその製品
- (3) 骨材、アスファルトならびにその他土木建築用資材
- (4) 石油類、液化石油ガス、液化天然ガス、石炭その他燃料およびその製品
- (5) 石油化学製品、塗料およびその原料
- (6) 毒物、劇物、アルコール、放射性物資および工業ガス類
- (7) 工作機械、一般用産業機械、電気機械（電子計算機およびその他の電子機器を含む）およびその部品・工具ならびに材料
- (8) 住宅設備機器、店舗設備機器その他一般機械器具
- (9) 眼鏡、レンズならびに光学機器およびこれに附帯する商品
- (10) 食料品ならびに煙草
- (11) 自動車用品ならびに雑貨品
- (12) 農林水産畜産物ならびに鉱工業製品

2. 前号商品の製造業（煙草を除く）、加工修理業および賃貸借ならびに据付工事請負業

- 3. 代理業、仲立業および問屋業
- 4. 倉庫業
- 5. 建設工事請負業および設計監理施行の業務
- 6. 娯楽遊技施設の経営
- 7. 食堂ならびに土産物売店の経営

8. 宅地および工業用地の造成ならびに不動産の売買・賃貸借およびその仲介業務
9. 情報処理委託計算およびプログラムなどのシステム開発の業務および電子計算機システムのコンサルティング業務
10. 電気通信設備機器の売買、輸出入、加工修理、賃貸借および据付工事請負業
11. 第二種電気通信事業
12. 貨物運送取扱事業
13. 産業廃棄物の収集、運搬業
14. 有料老人ホームの経営および老人の介護
15. 風力発電を含む再生可能なエネルギー開発およびエネルギー事業全般に係る電力を含むエネルギー売買
16. 以上各号に附帯する一切の業務

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞ならびに福井市において発行する福井新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,300万株とする。

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条 当会社の株式に関する取扱は、取締役会で定める株式取扱規則による。

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第11条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第3章 株主総会

第12条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代る。

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

第16条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条 当会社の取締役は、11名以内とする。

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

第21条 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 取締役会長および取締役社長は、当会社を代表する。

第22条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長を選定しないときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代り、取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれに代る。

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の7日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、全取締役の過半数をもって行う。

第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第26条 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。

第27条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の7日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、全監査役の過半数をもって行う。

第35条 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。

第36条 当会社は、取締役会の決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

② 当会社は、監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第40条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第41条 期末配当金および中間配当金が、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第7章 買収防衛策

第42条 株主総会は、取締役会の定める買収防衛策の導入および継続の承認ならびに廃止の決定をすることができる。

- ② 前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続およびこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

第43条 当会社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てを行うことができる。

- ② 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2017年6月15日改定



MITANI CORPORATION